

千葉県保健福祉センター社会福祉現場実習生受入要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県（以下「市」という。）の保健福祉センターにおいて行う社会福祉士及び介護福祉士等の養成に係る社会福祉現場実習生の受入れについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領で「実習生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学及び専修学校（以下「大学等」という。）の長から実習を要請された学生をいう。

(対象者)

第3条 実習の受入れ対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 実習生本人が市内在住又は市出身である者
- (2) 市内に所在する大学等に在学する者

(申請)

第4条 実習の受入れを要請しようとする大学等は、あらかじめ市に協議の上、実習を実施する前年度の9月末までに、実習受入申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(承認)

第5条 市長は前条の申請があったときは、業務に支障がないと認められる場合に限り、実習生の受入れを承認することができる。

2 市長は、受入れを承認したときは、受入承認書（様式第2号）により大学等に受入れの承認を通知し、大学等と千葉県保健福祉センター社会福祉現場実習生受入に関する協定を締結するものとする。

(受入れ)

第6条 実習生の受入機関は、各区の保健福祉センターとする。

2 実習生の受入日数は、原則として24日以内とする。

3 実習生の受入れは、原則として7月から11月までの間とする。

(実習の依頼)

第7条 実習生の受入れの承認があった大学等は、実習依頼書（様式第3号）に次の書類を添えて、実習を行う年度の5月末日までに市長に提出するものとする。

- (1) 実習生履歴書
- (2) 誓約書（様式第4号）

(受入保健福祉センター等の決定)

第8条 市長は、前条の依頼があったときは、受入保健福祉センター等を決定し、その旨を受入機関等決定通知書（様式第5号）により大学等に通知するものとする。

(変更又は中止の依頼)

第9条 大学等は、実習生の病気や怪我、緊急やむを得ない事由により、前条の規定による決定を受けた実習の期間を変更しようとするとき、又は実習を中止しようとするときは、市に協議の上、速やかに実習（変更・中止）依頼書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の依頼があったときは、その内容を審査し、適当であると認められるときには変更又は中止を決定し、その旨を実習（変更・中止）決定通知書（様式第7号）により大学等に通知するものとする。

(実習内容)

第10条 実習内容等については、受入保健福祉センターと大学等が協議し定める。

(実習に伴う費用)

第11条 実習に要する材料費、移動のための交通費等の経費は実習生の負担とする。

(損害賠償)

第12条 実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等及び実習生は当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(実習生の負傷)

第13条 実習中及び実習先との往復途上における実習生の負傷、疾病及び事故に関しては、大学等及び実習生自らの責任において適切な措置を講じるものとする。

(実習生の服務)

第14条 実習生は、実習期間中、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 実習生は、市の職員の指示に従い、実習に専念すること。

(2) 実習生は、市の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守すること。

2 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密の保持)

第15条 実習生は、実習上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、個人情報の取り扱いについて、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 実習生は、この実習に関して知り得た個人情報を実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても市の指示によることとする。

(2) 実習生は、市の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために市から貸与された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

3 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に市長の承認を得なければならない。

(承認の取消等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、当該実習生の実習を中止させ、第5条第1項の受入れの承認を取り消すことができる。

(1) 実習生が前2条の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 実習生の故意又は過失によって事故等が発生し、実習を継続することが不適当となったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、実習の目的を達成することが困難であるとき。

2 市長は、災害その他やむを得ない事由により、受入保健福祉センターの業務に支障が生じ、又はそのおそれがある場合等、実習を継続することが困難であると認められるときには、実習生の実習の期間を変更又は実習を中止させ、第5条第1項の受入れの承認を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により、実習生の受入れの承認を取り消したとき、又は実習の期間を変更したときは、実習受入（承認取消・変更）通知書（様式第8号）により大学等に通知するものとする。ただし、状況等によりこれにより難しい場合は、この限りでない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、実習生の受入れに必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年 3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和 元年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6年12月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。